

【那覇市介護予防・日常生活支援総合事業】

訪問型サービス費(独自)

基本部分	注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)						
(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位					
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位					
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位					
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)						
(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	-1/100	-1/100		+15/100	+10/100
(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上 45分未満の場合	179単位					
(2) 生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合	220単位					
(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位					
ハ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ニ 生活機能向上連携加算						
(1)生活機能向上連携加算() (1月につき +100単位)						
(2)生活機能向上連携加算() (1月につき +200単位)						
ホ 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))						
ヘ 介護職員処遇改善加算						
(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計					
(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×100/1000)						
(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×55/1000)						
ト 介護職員等特定処遇改善加算						
(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計					
(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×42/1000)						
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)						
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計						

: 支給限度額管理の対象の算定項目
 : 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。
 単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。